

福祉バス「愛の募金号」運行要領

(趣旨)

- 1 この要領は、群馬県から貸与を受けた福祉バス（身体障害者用）「愛の募金号」（以下「福祉バス」という）の円滑適正なる運営を期するため必要な事項を定める。

(利用の範囲等)

- 2 福祉バスは、第3に定める利用資格を有する団体が次に掲げる各種の行事等に参加する場合に利用できるものとする。
 - (1) 講習会及び研修会
 - (2) スポーツ及びレクリエーション
 - (3) 機能回復訓練
 - (4) 社会見学
 - (5) その他群馬県社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が適当と認める行事

(利用資格)

- 3 福祉バスを利用できる者は、次の団体とし、会長が認めた、心身の障害等により自力での移動が困難な者を優先する。
 - (1) 群馬県社会福祉協議会の会員
 - (2) その他会長が認めた団体

(利用申込)

- 4 福祉バスの利用申込は、次のとおり行う。
 - (1) 福祉バスの利用を申し込もうとする者（以下「申込者」という）は、運行要領を理解した上で、電話等で仮予約を行うものとし、仮予約をした日から7日以内（土日祝日及び年末年始を除く）に郵送またはFAXにて別に定める福祉バス予約申込書（様式1）を提出するものとする。会長は、申込者にFAXまたは電話にて予約受付の可否を連絡する。
 - (2) 仮予約の受付は、利用日の4ヶ月前から概ね2ヶ月前までとする。但し、会長が認めた、心身の障害等により移動が困難な者（社会福祉事業者（事業収入を伴う法人等）が利用する場合を除く）は、6ヶ月前から受け付けることができる。
 - (3) 仮予約の受付は、原則として先着順とする。
 - (4) 福祉バス予約申込書により予約を受け付けられた者は、利用日の1ヶ月前までに「福祉バス利用申請書」（様式2、以下「申請書」という）、「福祉バス利用承認・不承認通知書」（様式3）、「行先及び経路明細」（様式4）に所定の事項を記載し、会長に申請するものとする。
 - (5) 会長は、申請書の内容を審査し、申込者に「福祉バス利用承認・不承認通知書」（様式3）を交付するものとする。
 - (6) 申込者は、申請書の内容に変更や取消が生じた場合、直ちに文書で会長に通知し指示を受けなければならない。
 - (7) 申請書と著しく異なった利用をした者及び福祉バスの運行に支障をきたした者については、会長はその後の利用を断ることができる。
 - (8) 申込者は、「福祉バス乗車名簿」（様式5）を作成し、利用日の10日前までに遅滞なく提出しなければならない。
 - (9) 申込者は、原則、当日の経路を変更してはならない。但し、帰着予定時間までに戻れないことがわかった場合には、変更することも認める。当日の経路変更に伴い、有料道路通行料等が発生した場合は、料金は利用者負担とする。

(利用人員)

- 5 福祉バスの利用人員は、20名以上49名以内とする。

(普通座席 41 席、補助席 7 席、車椅子固定席 2 席 (車椅子 2 席固定の場合、普通座席 35 席) となる。)

なお、心身障害者等介護を要する者が利用する場合は、利用責任者は利用者の介護が十分できるよう介護者の同乗を配慮するものとする。

但し、雨天の場合、故障の可能性があるため、リフトの利用はできない。

(運行範囲)

- 6 福祉バスの 1 日の走行距離は、原則として 300 キロメートル以内とし、運行の範囲は、原則として県内及び近県とする。この場合において、1 回の利用日数は 2 日以内とする。

(運行時間及び運休日)

- 7 福祉バスの運行時間 (車庫を出てから戻るまでの時間) は、午前 9 時から午後 4 時までとする。なお、運休日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、祝日
- (2) 年末年始 (12 月 28 日から翌年 1 月 5 日まで)
- (3) 点検日

(使用料等)

- 8 利用者は、福祉バスの利用に際し燃料費、有料道路通行料及び駐車料等の経費並びに宿泊する場合の乗務員の宿泊料を負担するものとする。

但し、会長が認めた、心身の障害等により移動が困難な者 (社会福祉事業者 (事業収入を伴う法人等) が利用する場合を除く) は、燃料費について除くことができる。

(運行業務)

- 9 会長は、福祉バスの運行業務をバス業者に委託するものとする。

(報告書の作成)

- 10 バス業者は、運行後、速やかに運行報告書を作成し、月次でとりまとめた上で会長に提出する。

(免責事項)

- 11 災害等やむを得ない事情が生じた場合は、会長又は委託元である群馬県の判断により運行を中止することがある。なお、利用承認通知書を交付後、やむを得ない事情で運行が中止となり、その結果損害等が生じても、会長及び群馬県は一切の責任を負わないものとする。

(補則)

- 12 この要領のほか必要な事項は会長が決定する。

(付則)

- 1 この改正要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正要領は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
- 3 この改正要領は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。
- 4 この改正要領は、平成 19 年 3 月 15 日から施行する。
- 5 この改正要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この改正要領は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。
- 7 この改正要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改正要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。